

青森県報

第三千四百三十号

平成二十三年
八月二十四日
(水曜日)

目 次

告 示

- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………(高 齢 福 祉 保 険 課 社) …… 一
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出……………(同) …… 一
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………(同) …… 二

公 告

- 県有財産の売却に係る一般競争入札……………(農 林 水 産 政 策 課) …… 二
- 教育委員会……………(同) …… 二
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(学 校 施 設 課) …… 三
- 公安委員会……………(学 校 施 設 課) …… 三
- 役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格……………(交 通 指 導 課) …… 三

告 示

青森県告示第六百九十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法

第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十三年八月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ービスの 種類	居宅サービス事業を 行う事業所		届出の 年月日	廃止の 年月日
			名称	所在地		
株式会社 安心ケア	弘前市大字茂森 町四	訪問介 護	株式会社 安心ケア	弘前市大字茂 森町四	三・八一	三・八三
津嶋克正	五所川原市字大 町九	居宅療 養管理 指導	津嶋齒科 診療所	五所川原市字 大町九	三・五二	三・五三
社会福祉 法人緑真 会	弘前市大字浜の 町東二丁目八の 九	通所介 護	デイス ター サービス センター 致遠 荘	弘前市大字浜 の町東二丁目 八の一五	平成 三・七八	平成 三・七五

青森県告示第六百九十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成二十三年八月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の 所在地	居宅介護支援事業を行う 事業所	届出の 年月日	廃止の 年月日	
					株式会社 安心ケア

青森県告示第六百九十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。

平成二十三年八月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は 名称又は 法人 社会福祉 会 法人 緑真	住所 主たる事務所の 所在地又は住所 弘前市大字浜の 九町東二丁目八の	介護予 防サービスの 種類	介護予 防サービスの 名称	介護予 防サービスの 所在地	廃止の 届出 年月日	廃止 年月日
株式会社 安心ケア	弘前市大字茂森 町四	介護予 防訪問 介護	株式会社 安心ケア	弘前市大字茂 森町四	平成 二〇二二 年八月 二二日	平成 二〇二二 年八月 二二日
津嶋克正	五所川原市字大 町九	介護予 防居室 療養管 理指導	津嶋 歯科 診療所	五所川原市字 大町九	平成 二〇二二 年八月 二二日	平成 二〇二二 年八月 二二日

公 告

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十三年八月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地（建物を含む。）の売却

所 在 地	地 目	地積（平方メートル）
黒石市大字牡丹平字柏木山一の二五	畑	九、七七〇

二 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
- 2 農業を営む者であること。
- 3 売却する物件を示す場所
一に掲げる土地の所在地
- 4 売却する物件の地籍図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所
青森市長島一丁目の一 青森県農林水産部農林水産政策課
- 5 入札及び開札の場所及び日時
 - 1 入札場所
黒石市大字牡丹平字福民二四
 - 2 入札日時
地方独立行政法人青森県産業技術センターりんご研究所会議室
入札案内書による。
 - 3 開札場所及び日時
入札案内書による。
- 6 入札保証金及び契約保証金の額
契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額
- 7 契約書の取り交わしの時期
落札決定の日から七日以内
- 8 代金の納入期限
契約の効力発生の日から三十日以内に全額納入とする。
- 9 その他
 - 1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- 2 物件の引渡しは、現状有姿により行うので、入札参加者は、必ず入札前に現地の確認をすること。
- 3 契約締結後、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第一項の許可を受けることを停止条件とする。

教 育 委 員 会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年八月二十四日

青森県教育委員会教育長 橋 本 都

- 一 物品等の名称及び数量
青森丸重油供給単価契約 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県教育庁学校施設課
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十三年八月八日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
株式会社アベキ
宮城県仙台市青葉区上杉一丁目六の六
- 六 契約金額
一キロリットル 八万四千五百二十五円
- 七 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手

方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十三年六月二十四日

公 安 委 員 会

青森県警察本部長告示第三十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定に基づき、県が平成二十三年十月一日から平成二十六年九月三十日までの間において、役務の提供を受ける契約（放置車両の確認及び標章の取付けに係るものに限る。以下「役務契約」という。）を一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により締結する場合における競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の時期、方法等を次のとおり定めたので、同令第六百六十七条の五第二項及び第六百六十七条の十一第三項において準用する第六百六十七条の五第二項の規定により公示する。

平成二十三年八月二十四日

青森県警察本部長 早 川 治

- 一 競争入札参加資格
 - 1 資格審査の対象となる者は、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第五十条の八第一項に規定する青森県公安委員会の登録を受けた法人で、県と役務契約を締結することを希望するものであって、次のいずれにも該当しないものとする。
 - (一) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項の規定に該当する者（ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）
 - (二) 営業に関し許認可等を必要とする場合で、当該許認可等を受けていない者
 - (三) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項各号（同令第六百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事由に該当し、競争入札参加資

格を停止された期間を経過しない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の
 使用人又は入札代理人として使用する者

2 競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について資格審査を受け、その
 結果に基づいて契約の金額により区分されたA、B又はCの三等級のいずれか
 に格付された者であつて、当該契約の金額に対応する等級に格付されたものとす
 る。

(一) 生産額又は販売額

資格審査の申請をする日(以下「審査基準日」という。)の直前二年の各事
 業年度における生産又は販売について算出した年間平均生産額又は販売額

(二) 経営規模

ア 審査基準日の直前の事業年度終了後の決算(以下「決算」という。)にお
 ける自己資本額(資本金、積立金(準備金)及び繰越利益(欠損)金の合計
 額とする。)

イ 決算における事業に従事する職員数

(三) 経営比率

決算における流動比率(流動資産を流動負債で除して得た数値を百分比で表
 したものをいう。)

(四) 営業年数

審査基準日までの営業年数

(五) 障害者雇用状況

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第四
 十三条第七項に規定する事業主にあつては、審査基準日直前に所轄の公共職業
 安定所に報告した法定雇用率達成の有無とし、それ以外の事業主にあつては審
 査基準日における障害者(障害者の雇用の促進等に関する法律第二条に規定す
 る障害を有し、同法第四十三条第一項に規定する労働に従事している者をい
 う。)の雇用人数とする。

(六) ISO認証取得

審査基準日における国際標準化機構が定めた規格(ISO9001・140
 01)の認証取得の有無

二 競争入札参加資格の特例

契約について、当該契約に対応する等級に格付された者が少数であるため、入札
 の競争性が失われるおそれがあると認められる場合には、当該契約に対応する等級

以外の等級に格付された者を、その者の駐車監視員資格者の雇用の状況等を勘案し
 て、競争入札に参加させることがある。

三 資格審査の申請の時期

資格審査の申請の時期は、平成二十三年八月二十五日から同年九月八日までとす
 る。

四 資格審査の申請の方法

1 資格審査の申請は、競争入札参加資格審査申請書(第一号様式。以下「申請書」
 という。)に次に掲げる書類を添付し、交通部交通指導課に提出して行わなけれ
 ばならない。

(一) 経営規模等総括表(第二号様式)

(二) 商業登記事項証明書の原本又は写し

(三) 財務諸表(審査基準日の直前二年の各事業年度における決算によるもの)

貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類

(四) 納税証明書(審査基準日直前の事業年度一年分)

法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人住民税(申請者の所在地

を管轄する都道府県で発行した法人事業税及び法人都道府県民税)

(五) 許認可証等の写し

法令等に基づく許可、認可又は登録等が必要な場合は、当該許可、認可又は

登録等を受けていることを証する書類の写し

(六) 障害者雇用状況報告書の写し

(七) ISO認証取得登録証の写し

(八) その他警察本部長が必要と認めた書類

2 申請書及び1の(三)の財務諸表は、日本語で作成し、1の(四)から(八)の添付書類に
 ついて外国語で作成されているものには、日本語の訳文を付記又は添付するもの
 とする。

3 1の添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程(昭和二十二年大蔵省令
 第九十五号)第十六条の規定による外国貨幣換算率の例により日本通貨に換算し、
 記載しなければならない。

五 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、書面により申請者に通知する。

六 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の格付の有効期間は、五の規定による格付の決定の通知におい

て指定する日から平成二十六年九月三十日までとする。

七 申請書の記載事項の変更届等

申請書を提出した者は、次に掲げる事項について変更があったとき、営業を廃止したとき又は休業するときは、直ちに競争入札参加資格審査申請書記載事項変更(休・廃業)届(第三号様式)を提出しなければならない。ただし、1から3に係る事項について、その内容が登記事項である場合は、商業登記事項証明書の原本又は写しを添付するものとする。

1 商号又は名称

2 本社又は年間委任状を提出している支店等の所在地又は住所

3 代表者又は年間委任状の受任者の氏名

4 その他競争入札参加資格に関し重要と認められる事項

八 競争入札参加資格の更新手続

競争入札参加資格の更新を希望する者は、平成二十六年七月に予定している同年十月一日以降の期間についての競争入札参加資格、資格審査の申請の時期、方法等に係る公示に基づき、更新手続を行わなければならない。

第1号様式

年 月 日

青 森 県 警 察 本 部 長 殿

申請者

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

競争入札参加資格審査申請書

青森県が締結する役務の提供を受ける契約(放置車両の確認及び標章の取付けに係るものに限る。)に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査について関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 希望する業務

役務の提供

2 希望する業種

放置車両の確認及び標章の取付け

注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第2号様式

経営規模等総括表

区分 新規・継続

区分 役務の提供 番号

審査 価格 付

(単位:千円)

フリガナ 商号又は 名称	-----		代 表 氏 名		
住 又 所 在 地	-----		電 話 番 号		
	-----		F A X 番 号		
主 営 所 在 所	-----		電 話 番 号		
	-----		F A X 番 号		
希 望 する 業 務 希 望 する 業 種	役務の提供 ----- 放置車両の確認及び標章の取付け				
平均生産額 又は販売額	直前第2年度決算 ①	直前第1年度決算 ②	年間平均実績高 (①+②)÷2		役 務
区 分	直前決算時	剰余(欠損)金如分	決算後増減	計	
自己資本 額	資本金(元入金)				
	積立金(準備金)				
	次相継利率(次相継)金				
計					
職 員 数	技術関係職員 人	事務関係職員 人	その他 人	計 人	
経 営 比 率	流動資産 () × 100 = %				
	流動負債 ()				
営 業 年 数	創 業 日 年 月 日	現 組 織 変 更 日 年 月 日	営 業 中 断 期 間 年 月 ~ 年 月	通 算 年 数 年	
障 害 者 雇 用 状 況	障 害 者 雇 用 状 況 報 告 義 務 有 無		障 害 者 雇 用 状 況 報 告 義 務 有 無		
	法 定 雇 用 率 達 成 有 無		雇 用 障 害 者 数 人		
I S O 認 証 取 得	有 (ISO9001、ISO14001) 無				

(注) 本枠の欄は記入しないこと。

(裏面)

青森県と契約を希望する支店・営業所等一覧

2	-----	電 話 番 号	
		F A X 番 号	
3	-----	電 話 番 号	
		F A X 番 号	
4	-----	電 話 番 号	
		F A X 番 号	
5	-----	電 話 番 号	
		F A X 番 号	
6	-----	電 話 番 号	
		F A X 番 号	
7	-----	電 話 番 号	
		F A X 番 号	
8	-----	電 話 番 号	
		F A X 番 号	
9	-----	電 話 番 号	
		F A X 番 号	
10	-----	電 話 番 号	
		F A X 番 号	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

青 森 県 警 察 本 部 長 殿

申請者 所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名
印

競争入札参加資格審査申請書記載事項変更(休・廃業)届

青森県の競争入札参加資格申請書を提出していますが、

記載事項について下記のとおり変更したので
次のとおり営業を 休業 ・ 廃業 したので

届け出ます。

なお、この変更届の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 記載事項変更

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日	備 考

2 休・廃業

休 業 期 間 年 月 日 ～ 年 月 日
廃 止 年 月 日 年 月 日

注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭